



滋 県 情 第 1 9 2 号  
平成 29 年 (2017 年) 7 月 7 日

滋賀県個人情報保護審議会  
会長 松本 哲治 様

滋賀県知事 三日月 大 造



個人情報の取得の制限の適用除外となる事務について (諮問)

滋賀県個人情報保護条例第 6 条第 2 項により取得の制限の適用除外となる事務については、平成 17 年 3 月 29 日に「個人情報の取扱いの制限の適用除外となる事務について」の一部として答申をいただいているところですが、同条例の一部改正に伴い同項の規定により、あらかじめ滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴くこととされている事項について、取得の制限の適用除外となる事務の類型を別紙のとおり定めたいので、貴審議会の意見を求めます。

取得の制限（思想・信条等に関する個人情報取得の制限）の適用除外となる事務  
条例第6条第2項ただし書き（後段）により、あらかじめ審議会の意見を聴く必要があ  
るもの

類型	事務の概要	取得する理由または必要性
① 栄典、表彰等に関する事務	栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者の思想、信条、宗教、犯罪歴に関する個人情報を取得する場合	功績調書の中には、思想等に関する個人情報が含まれる場合がある。犯罪歴を有する者が栄典、表彰等の候補者となることは社会通念上、県民等の感情にそぐわないものと考えられることから、刑罰調書等で犯罪歴の有無を確認することが必要な場合がある。
② 申請、届出等	申請、届出等に係る事務を行うに当たり、個人情報を取得する場合	当該申請等に思想、信条、信教等に関する個人情報を記載することや添付することが規則、要綱等の規定に基づき要件として定められている場合がある。また、申請、届出等に係る事務の目的を達成するために、思想、信条、信教等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。
③ 行政指導等に関する事務	行政指導、取締等を行うに当たり、思想、信条や犯罪歴等に関する個人情報を取得する場合	行政指導、取締等を行うに当たっては、その目的の範囲内で、思想、信条、犯罪歴等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。
④ 委員、講師等の選任に関する事務	委員、講師等の選任を行うに当たり、思想、信条等に関する個人情報を取得する場合	適任者の選任等の手続過程において、思想、信条等に関する個人情報を取得すること、個人情報が提供され、当該個人情報を取得することとなる場合がある。
⑤ 相談、要望、陳情等に関する事務	相談、要望、陳情、意見、苦情等の中で、思想等に関する個人情報が提供され、取得することとなる場合	相談等の中には、思想、信条、犯罪歴等に関する個人情報が含まれ、相談者等の意思により、取得せざるを得ない場合がある。また、相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内でこれらを把握することが必要な場合がある。

取得の制限（思想・信条等に関する個人情報取得の制限）の適用除外となる事務  
条例第6条第2項ただし書き（後段）により、あらかじめ審議会の意見を聴く必要があ  
るもの

類型	事務の概要	取得する理由または必要性
① 栄典、表彰等に関する事務	栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者の思想、信条、宗教、社会的身分、犯罪の経歴等に関する個人情報を取得する場合	功績調書の中には、個人情報が含まれる。犯罪の経歴を有する者が栄典、表彰等の候補者となることは社会通念上、県民等の感情にそぐわないものと考えられることから、刑罰調書等で確認することが必要な場合がある。
② 申請、届出等	申請、届出等に係る事務を行うに当たり、思想、信条、宗教、人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実等の個人情報を取得する場合	当該申請等に個人情報を記載することや添付することが規則、要綱等の規定に基づき要件として定められている場合がある。また、申請、届出等に係る事務の目的を達成するために、個人情報を取得することが必要な場合がある。
③ 行政指導等に関する事務	行政指導、取締等を行うに当たり、思想、信条、宗教、人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実等に関する個人情報を取得する場合	行政指導、取締等を行うに当たっては、その目的の範囲内で、個人情報を取得することが必要な場合がある。
④ 委員、講師等の選任に関する事務	委員、講師等の選任を行うに当たり、思想、信条、社会的身分等に関する個人情報を取得する場合	適任者の選任等の手続過程において、個人情報を取得することが必要な場合がある。また、個人の意思により個人情報が提供され、当該個人情報を取得することとなる場合がある。
⑤ 相談、要望、陳情等に関する事務	相談、要望、陳情、意見、苦情等の中で、思想、信条、宗教、人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実等に関する個人情報が提供され、取得することとなる場合	相談等の中には、個人情報が含まれ、相談者等の意思により、取得せざるを得ない場合がある。また、相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内でこれらを把握することが必要な場合がある。

⑥ 評価等に 関する事務	評価等を行うに当たり、思想、 信条、犯罪履歴等に関する個人 情報を取得する場合	評価等の事務を行うに当たっては、事務の目 的の範囲内で、思想、信条、犯罪履歴等に 関する個人情報を取得することが必要な場合が ある。
⑦ 診療、保 健指導等	病院、保健所等の機関におい て、診療、保健指導等を行うに 当たり、患者等の思想、信条、 犯罪履歴等に関する個人情報 を取得する場合	診療、保健指導等を行うに当たって、患者 の生活観や生活歴等を聴取することがあ るが、この中で思想、信条、犯罪履歴 等に関する個人情報を取得する場合があ る。
⑧ 公共事業 等	公共事業等において土地等の 取得等を行うに当たり、信教に 関する個人情報を取得する場 合	墳墓、神社、仏閣、教会等の改葬、移転等が 必要となる場合に、その改葬、移転費用、供 養、祭礼等に要する費用や補償額の算定に 当たって、土地等の所有者の信教に関する 個人情報を取得することが必要となる場合が ある。
⑨ 学術研究・ 調査	学術研究および調査対象とな る情報の取得を行うに当たり、 思想、信条等に関する個人情 報を取得する場合	果研究機関等が行う学術研究等によっては、 思想、信教等に関する個人情報を取得する 場合がある。
⑩ 争訟、交 渉等に関する 事務	争訟、交渉等の事務を行うに 当たり、思想、信条等に関する 個人情報を取得する場合	実施機関が公正な判断や主張立証等を行う に当たり、事案の内容によっては、当事者や 関係者の主義主張等の思想、信条等に関す る個人情報を取得することが必要な場合があ る。
⑪ 海外から の来訪者、研 修生等の受 入	来訪者や研修生等の受入に当 たり個人情報を取得する必要 がある場合	滞在中の適切な対応を図るために、生活習 慣の違い等を把握する必要があるため、思 想、信条、信教等に関する個人情報を取得 することが必要な場合がある。
⑫ 出版、報 道等により公 にされたもの からの取得	公にされ、または公にされるこ とになっているものの中に、思 想、信条および信教に関する 個人情報等が含まれ、取得す る場合	不特定多数の者が知り得ることから、事務の 目的に達成必要な範囲内で取得することが 正当と認められる場合には、個人情報保護上 の問題は起こらないと考えられるため。

⑥ 評価等に 関する事務	評価等を行うに当たり、思想、 信条、犯罪履歴等に関する個人 情報を取得する場合	評価等の事務を行うに当たっては、事務の目 的の範囲内で、個人情報を取得することが必 要な場合がある。
⑦ 診療、保 健指導等	病院、保健所等の機関におい て、診療、保健指導等を行うに 当たり、患者等の思想、信条、 犯罪履歴、犯罪の経歴、犯罪により害 を被った事実等の個人情報を 取得する場合	診療等に当たり患者の生活観や生活歴等 を聴取することがあるが、この中で個人情 報を取得する場合がある。
⑧ 公共事業 等	公共事業等において土地等の 取得等を行うに当たり、信教に 関する個人情報を取得する場 合	墳墓、神社、仏閣、教会等の改葬、移転等が 必要となる場合に、その改葬、移転費用、供 養、祭礼等に要する費用や補償額の算定に 当たって、個人情報を取得することが必要と なる場合がある。
⑨ 学術研究・ 調査	学術研究および調査対象とな る情報の取得を行うに当たり、 思想、信条および信教等に関す る個人情報を取得する場合	果研究機関等が行う学術研究等によっては、 個人情報を取得する場合がある。
⑩ 争訟、交 渉等に関する 事務	争訟、交渉等の事務を行うに 当たり、思想、信条、宗教、人 種、社会的身分、病歴、犯罪 の経歴、犯罪により害を被った 事実等に関する個人情報を取 得する場合	実施機関が公正な判断や主張立証等を行う に当たり、事案の内容によっては、当事者や 関係者の主義主張等の個人情報を取得する ことが必要な場合がある。
⑪ 海外から の来訪者、研 修生等の受 入	来訪者や研修生等の受入に当 たり、思想、信条、宗教、犯罪 の経歴等の個人情報を取得す る必要がある場合	生活習慣の違い等を把握し、滞在中の適切 な対応を図るため、個人情報を取得すること が必要な場合がある。
⑫ 出版、報 道等により公 にされたもの からの取得	公にされ、または公にされるこ とになっているものの中に、思 想、信条、宗教、人種、社会的 身分、病歴、犯罪の経歴、犯 罪により害を被った事実等に 関する個人情報等が含まれ、 取得する場合	(変更なし)

⑬ 作文・論文の募集、試験・選考等に関する事務	作文等のコンクールや試験・選考、講演等を行うに当たり、個人の意思により思想、信条等に関する個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を取得することとなる場合	私見の作文、論文等の記述内容、講演等の記録は、表現の自由に基づく自由な意思を記述等されたものであり、思想、信条等に関する情報が含まれている場合があるが、事務の目的の範囲内でこれらを取得することがある。
⑭ 交際に関する事務	県政の円滑な推進のために行う交際に際して、思想、信条等に関する個人情報を取得する場合がある。	交際の相手方の情報の中には、思想、信条等に関する情報が含まれる場合がある。特に弔事等において相手方の宗派等の情報の取得が必要な場合がある。
⑮ 広報等に係る取材	広報等の取材のために信条等に関する個人情報を取得する場合	取材内容によっては、対象者の信条等に関する個人情報が取得することがある。
⑯ 資格審査、受験資格審査等に係る事務	資格審査、受験資格審査に係る事務のために欠格事項等を審査する場合	資格等に係る審査において、欠格事由に該当する犯罪歴等に関する情報の取得が必要な場合がある。
⑰ 選挙に関する事務	選挙事務の執行のために所属する政党などに関する個人情報を取得する場合	候補者などが所属する政党などに関する情報を取得することがある。
⑱ 議会に関する事務	議員の政党名、会派名、政治理念等の思想、信条に関する個人情報を取得する場合	議会に関する事務の目的の範囲内で、議員の政党名、会派名、政治理念等の思想、信条に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。

⑬ 作文・論文の募集、試験・選考等に関する事務	作文等のコンクールや試験・選考、講演等を行うに当たり、個人の意思により思想、信条等に関する個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を取得することとなる場合	私見の作文、論文等の記述内容、講演等の記録は、表現の自由に基づく自由な意思を記述等されたものであり、個人情報が含まれている場合があるが、事務の目的の範囲内でこれらを取得することがある。
⑭ 交際に関する事務	県政の円滑な推進のために行う交際に際して、思想、信条等に関する個人情報を取得する場合がある。	交際の相手方の情報の中には、個人情報が含まれる場合がある。特に弔事等において相手方の宗派等の情報の取得が必要な場合がある。
⑮ 広報等に係る取材	広報等の取材のために思想、信条および宗教に関する個人情報を取得する場合	取材内容によっては、対象者の個人情報が取得することが必要な場合がある。
⑯ 資格審査、受験資格審査等に係る事務	資格審査、受験資格審査に係る事務のため、犯罪の経歴等の個人情報を取得する場合	資格等に係る審査において、受験資格、欠格事由等に該当する個人情報の取得が必要な場合がある。
⑰ 選挙に関する事務	選挙事務の執行のために所属する政党等に関する個人情報として思想および信条を取得する場合	候補者等が所属する政党等に関する情報を取得することがある。
⑱ 議会に関する事務		(変更なし)

## 個人情報の取得の制限の適用除外となる事務について

滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第6条第2項は、思想、信教および宗教という内心の自由に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある情報は、不適切に取り扱われた場合、個人の権利利益を侵害する危険性が特に高いことなどから、原則として取得を禁止するとともに、例外的に取得することができる場合を定めている。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）および行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の一部改正（平成27年法律第65号、平成28年法律第51号）が行われ、新たに「要配慮個人情報」が新設されたことに伴い、条例においても「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」（条例第6条第2項）について、法の規定と合わせる改正を平成29年6月定例会で上程しており、条例の一部改正に伴い、以前に得た答申についても条文の文言を合わせる必要があると考え、意見を求めるものである。

### ○ 滋賀県個人情報保護条例第6条第2項 新旧対照表

旧	新
<p>(取得の制限)</p> <p>第6条第1項 省略</p> <p>2 実施機関は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに<u>社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</u>を取得してはならない。ただし、法令等に定めがある場合、警察の責務の遂行のために取得する必要があると実施機関が認める場合およびあらかじめ滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(取得の制限)</p> <p>第6条第1項 省略</p> <p>2 実施機関は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに<u>人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれがあるものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報</u>を取得してはならない。ただし、法令等に定めがある場合、警察の責務の遂行のために取得する必要があると実施機関が認める場合およびあらかじめ滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認める場合は、この限りでない。</p>

・「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」の内容について、規則等において特段の規定もなく範囲が曖昧であった。

→ 行政機関の個人情報の保護に関する法律の一部改正により、新たに「要配慮個人情報」

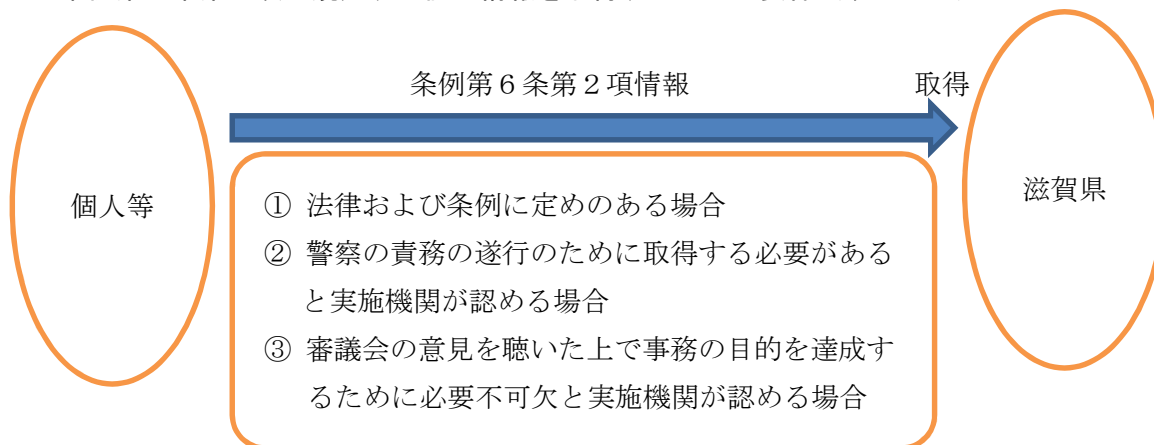
が定義されたことを受け、滋賀県の条例改正においても、その内容と合わせることとし、詳細部分については滋賀県個人情報保護条例施行規則および滋賀県個人情報保護条例施行規程（告示）を制定し、対応した。

○ 取得制限される個人情報の内容について

人種	人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。
信条	個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。 ※条例第6条第2項では「思想、信条および宗教」として規定
社会的身分	ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。
病歴	病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。
犯罪の経歴	前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。
犯罪により 害を被った 事実	身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

\*個人情報保護法ガイドライン（通則編）から抜粋

○ 条例第6条第2項の規定する個人情報を取得するための要件（改正なし）



(案)

滋 個 審 第 号  
平成 29 年 (2017 年) 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造 様

滋賀県個人情報保護審議会  
会長 松本 哲治

個人情報の取得の制限の適用除外となる事務について (答申)

平成 29 年 7 月 7 日付け滋県情第 192 号で知事から諮問のあった個人情報の取得の制限の適用除外となる事務について、当審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

諮問された事務の種類 (別紙に掲げるもの) については、既に平成 17 年 3 月 29 日付け個人情報の取扱いの制限の適用除外となる事務についてとして答申がされており、いずれも事務の目的の達成や円滑な実施を図る上で、滋賀県個人情報保護条例第 6 条第 2 項に規定する個人情報を取得することが必要かつ欠くことができないものと認められているところである。

今回、諮問のあった事務は、滋賀県個人情報保護条例の一部改正に合わせ、同条例の改正の趣旨を反映し、取得できる個人情報を明確化したものであることから、妥当なものであると考えられる。

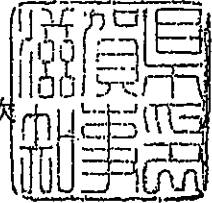
ただし、当該条例の制限の適用除外とする事務の種類に該当する場合であっても、当該条例第 6 条第 2 項の規定の趣旨を踏まえ、個人情報を取得する必要性を十分に検討の上、事務に必要な最小限の範囲で取得するよう運用に努められたい。



滋 県 情 第 3 2 号  
平成17年(2005年)3月11日

滋賀県個人情報保護審議会  
会長 長尾 治助 様

滋賀県知事 國松 善次



個人情報の取扱いの制限の適用除外となる事務について (諮問)

このことについて、平成16年滋賀県条例第44号で一部改正しました滋賀県個人情報保護条例の第6条第1項第8号、第6条第2項および第8条第1項第9号の規定により、あらかじめ滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴くこととされた事項につきまして、個人情報の取扱いの制限の適用除外となる事務の類型を別紙のとおり定めたいので、貴審議会の意見を求めます。

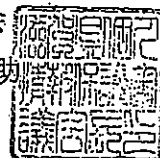




滋 賀 審 第 6 号  
平成 17 年(2005)年 3 月 29 日

滋 賀 県 知 事 國 松 善 次 様

滋賀県個人情報保護審議会  
会 長 長 尾 治 助



個人情報の取扱いの制限の適用除外となる事務について (答申)

平成 17 年 3 月 11 日付け滋賀情第 32 号で知事から諮問のあった標記の件について、当審議会の意見を下記のとおり答申する。

なお、諮問のあった事務は、条例が規定する制限を例外的に適用除外されるものであることから、個々の事務が適用除外するものに該当するか否かの判断は、条例で規定された各要件を充たしていることについて慎重に検討したうえで行うべきものと考えます。従って、実施機関は、所管する事務が別紙に掲げた事務の類型に、単に外形上該当するだけで条例の制限が適用除外になるなどといった解釈を行わず、厳格に運用されたい。

また、実施機関が該当性を判断しがたい事務や、特に慎重な取扱いを要すると考える事務については、改めて当審議会に意見を聴くこととされたい。今回適当と認めた別紙の事務の類型についても、今後の個人情報保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められたい。

記

1 取得の制限(個人情報の本人からの取得の原則)の適用除外となる事務について  
(条例第 6 条第 1 項第 8 号関係)

諮問された事務の類型(別紙に掲げるもの)については、いずれも事務の目的の達成や円滑な実施を図る上で個人情報を本人以外のものから取得することに相当な理由があると認められる。

ただし、当該条例の制限の適用除外とする事務の類型に該当する場合であっても、条例の規定の趣旨を踏まえ、できる限り個人情報は本人から取得するよう運用に努められたい。

2 取得の制限(思想・信条等に関する個人情報の取得の制限)の適用除外となる事務について  
(条例第 6 条第 2 項ただし書関係)

諮問された事務の類型(別紙に掲げるもの)については、いずれも事務の目的の達成や円滑な実施を図る上で思想・信条等に関する個人情報を取得することが必要かつ欠くことができないものと認められる。

ただし、当該条例の制限の適用除外とする事務の類型に該当する場合であっても、条例の規

定の趣旨を踏まえ、思想・信条等に関する個人情報を取得する必要性を充分検討のうえ、事務  
に必要最小限の範囲で取得するよう運用に努められたい。

### 3 利用および提供の制限（個人情報の目的外利用および提供の制限）の適用除外となる事務 について

（条例第8条第1項第9号関係）

諮問された類型（別紙に掲げるもの）については、いずれも提供先の事務の遂行に必要な特  
別な理由があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと認められる。

ただし、当該条例の制限の適用除外とする事務の類型に該当する場合であっても、条例の規  
定の趣旨を踏まえ、個人情報を利用目的外に利用または提供する必要性を充分検討のうえ、必  
要最小限の範囲で利用または提供するよう運用に努められたい。また、利用目的外の利用また  
は提供を行う必要があらかじめ分かっているときは、取得する際にあらかじめ本人の同意を得  
ることとされたい（この場合は条例第8条第1項第1号による適用除外とする）。

## 1 取得の制限（個人情報の本人からの取得の原則）の適用除外となる事務

条例第6条第1項第8号の規定により、あらかじめ審議会の意見を聴くもの

類型	事務の概要	本人以外から取得する理由または必要性
①栄典、表彰等に関する事務	栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者に関する個人情報を本人以外のものから取得する場合	事務の性質上、本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の公正な運営に支障をきたすなど、円滑な実施を困難にするおそれがある。
②申請・届出等	提出される申請・届出等に当該申請者等以外の者に関する個人情報が含まれている場合	申請等の提出者以外の者に関する個人情報を記載することが県規則や要綱、要領等で事務処理に必要な要件等となっている場合や、情報の客観性、正確性を確保するため本人以外から取得することが必要な場合がある。 なかには本人から取得したのでは事務の円滑な運営に支障が生じる場合がある。
③行政指導等に関する事務	行政指導、取締等を行うに当たり、本人以外の関係者や団体等から取得する場合	本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を確保できず事務の公正な運営に支障が生じる場合や、本人からの情報を得ることが到底期待できない中で、情報を端緒として公正な事務の運営を図らなければならない場合がある。 内容によっては、本人以外の者から個人情報を把握することなしには、事務を適切に処理することができない場合がある。特に団体等の指導にあつては、団体等の職員、構成員等に関する個人情報や施設の利用者、入所者等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。
④委員、講師等の選任に関する事務	委員、講師、指導者、参考人等の選任を行うに当たり、候補者に関する個人情報を当該候補者の所属する団体等から取得する場合	本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を確保できず、事務目的達成に支障が生じるおそれがある。 団体等の推薦の場合は、推薦という事務の性質上、本人から取得することができない。
⑤相談、要望、陳情等に関する事務	相談、要望、陳情、意見、苦情等により提供される個人情報の中に、当該相談者等以外の者に関する個人情報が含まれている場合	相談等における情報は、相談者等の意思により提供されるものであり、その性質上、取得に選択の余地がない。 また、相談等の内容によっては、相談者等以外の者の個人情報を把握することなしには、事務を適切に処理することができない場合がある。
⑥評価等に関する事務	評価等の事務を行うに当たり、本人から取得したのでは事務の目的を達成することが困難と認められる場合	本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を確保できず事務の公正な運営に支障が生じる場合がある。

⑦所在不明等の場合における必要な調査	所在不明等の理由により本人から取得することが困難な場合	本人が所在不明、心神喪失等の状況にあるときや違法行為の実行者が不詳である等の理由により本人から取得することが困難であるとき、本人以外から個人情報を取得しなければ事務の目的達成に支障が生じる場合がある。
⑧診療、保健指導等	病院、保健所等の機関において、的確な診療行為、疾病予防行為等の際に、本人以外から取得する場合	患者や受診者等に対し、的確な医療、保健指導等を行うに当たって、本人に関する個人情報を取得する必要がある場合がある。
⑨委託契約等に関する事務	委託契約等を行うに当たり、当該契約等の受託者等から当該業務に従事する者等に関する個人情報を取得する場合	契約内容等によっては、委託先の会社の従業員等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。
⑩職員の任用、処分、人事管理等に関する事務	職員の任用、処分、人事管理等を行うに当たり、当該職員等に関する個人情報を本人以外から取得する場合	職員の任用に当たっての適格性の審査や免職等の処分または処分の妥当性の審理、その他人事管理を行うに当たって、本人以外から個人情報を取得することが必要な場合がある。
⑪議員の履歴管理に関する事務	議員(元議員を含む。)の履歴管理を行うに当たり、当該議員に関する個人情報を本人以外から取得する場合	事務の性質上、情報の客観性を確保する必要がある。
⑫公共事業等	公共事業等において、土地、建物等の取得、収用、補償等を行うに当たり、権利関係等に関する個人情報を本人以外のものから取得する場合	所有権等の権利関係等を確認するに当たっては、本人以外のものから個人情報を取得することが必要な場合がある。 また、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理できない場合がある。
⑬融資制度の運営等に関する事務	県の融資制度の運営等に当たり、借受者や保証人等の償還状況等に関する個人情報を取得する場合	借受者や保証人等の償還状況等についての情報を、本人から取得したのでは情報の客観性、正確性を確保することができない場合がある。
⑭学術研究・調査	学術研究および調査の対象となる情報の取得を行うに当たり、本人以外のものから個人情報を取得する場合	大学、指導研究機関等における学術研究等に必要な情報の取得に当たり、本人以外のものから個人情報を取得することが必要な場合がある。
⑮争訟、交渉、検査、監査等に関する事務	争訟、交渉、検査、監査等の事務を行うに当たり、本人から取得したのでは事務の目的を達成することが困難と認められる場合	事務の性質上、情報の客観性、正確性を確保し、公正な判断や主張立証等を行うに当たり、本人以外のものから個人情報を取得することが必要な場合がある。
⑯海外からの来訪者、研修生等の受入	来訪者や研修生等の受入に当たり個人情報取得する必要がある場合	滞在中の適切な対応を図るために、生活習慣の違い等を把握する必要があるため、本人以外の者から取得することが必要な場合がある。
⑰資料等の收受	送付された資料等の中に個人情報が含まれている場合	資料等が送付されてきた場合には、取得せざるを得ない。報告書等の一部である場合、個人情報の部分だけを除いて取得することは困難である。

## 2 取得の制限(思想・信条等に関する個人情報の取得の制限)の適用除外となる事務

条例第6条第2項ただし書き(後段)により、あらかじめ審議会の意見を聴く必要があるもの

類型	事務の概要	取得する理由または必要性
①栄典、表彰等に関する事務	栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者の思想、信条、信教、犯罪歴に関する個人情報を取得する場合	功績調書の中には、思想等に関する個人情報が含まれる場合がある。 犯罪歴を有する者が栄典、表彰等の候補者となることは社会通念上、県民等の感情にそぐわないものと考えられることから、刑罰調書等で犯罪歴の有無を確認することが必要な場合がある。
②申請、届出等	申請、届出等に係る事務を行うに当たり、個人情報を取得する場合	当該申請等に思想、信条、信教等に関する個人情報を記載することや添付することが規則、要綱等の規定に基づく要件として定められている場合がある。 また、申請、届出等に係る事務の目的を達成するために、思想、信条、信教等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。
③行政指導等に関する事務	行政指導、取締等を行うに当たり、思想、信条や犯罪歴等に関する個人情報を取得する場合	行政指導、取締等を行うに当たっては、その目的の範囲内で、思想、信条、犯罪歴等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。
④委員、講師等の選任に関する事務	委員、講師等の選任を行うに当たり、思想、信条等に関する個人情報を取得する場合	適任者の選任等の手続き過程において、思想、信条等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。また、個人の意思により思想、信条等に関する個人情報が提供され、当該個人情報を取得することとなる場合がある。
⑤相談、要望、陳情等に関する事務	相談、要望、陳情、意見、苦情等の中で、思想等に関する個人情報が提供され、取得することとなる場合	相談等の中には、思想、信条、犯罪等に関する個人情報が含まれ、相談者等の意思により、取得せざるを得ない場合がある。また、相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内でこれらを把握することが必要な場合がある。
⑥評価等に関する事務	評価等を行うに当たり、思想、信条や犯罪歴等に関する個人情報を取得する場合	評価等の事務を行うに当たっては、事務の目的の範囲内で、思想、信条、犯罪歴等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。
⑦診療、保健指導等	病院、保健所等の機関において、診療等を行うに当たり、患者等の思想等に関する個人情報を取得する場合	診療、保健指導等を行うに当たって、患者の生活観や生活歴等を聴取することがあるが、この中で思想、信条、信教、犯罪歴等に関する個人情報を取得する場合がある。
⑧公共事業等	公共事業等において土地等の取得等を行うに当たり、信教に関する個人情報を取得する場合	墳墓、神社、仏閣、教会等の改葬、移転等が必要となる場合に、その改葬、移転費用、供養、祭礼等に要する費用や補償額の算定に当たって、土地等の所有者の信教に関する個人情報を取得することが必要となる場合がある。

⑨学術研究・調査	学術研究および調査対象となる情報の取得を行うに当たり、思想等に関する個人情報を取得する場合	県研究機関等が行う学術研究等によっては、思想、信教等に関する個人情報を取得する可能性がある。
⑩争訟、交渉等に関する事務	争訟、交渉等の事務を行うに当たり、思想、信条等に関する個人情報を取得する場合	実施機関が公正な判断や主張立証等を行うに当たり、事案の内容によっては、当事者や関係者の主義主張等の思想、信条等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。
⑪海外からの来訪者、研修生等の受入	来訪者や研修生等の受入に当たり個人情報を取得する必要がある場合	滞在中の適切な対応を図るために、生活習慣の違い等を把握する必要があるため、思想、信条、信教等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。
⑫出版、報道等により公にされたものからの取得	公にされ、または公にされることになっているものの中に、思想、信条および信教に関する個人情報等が含まれ、取得する場合	不特定多数の者が知り得ることから、事務の目的に達成必要な範囲内で取得することが正当と認められる場合には、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられるため。
⑬作文・論文の募集、試験・選考等に関する事務	作文等のコンクールや試験・選考、講演等を行うに当たり、個人の意思により思想、信条等に関する個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を取得することとなる場合	私見の作文、論文等の記述内容、講演等の記録は、表現の自由に基づく自由な意思を記述等されたものであり、思想、信条等に関する情報が含まれている場合があるが、事務の目的の範囲内でこれらを取得することがある。
⑭交際に関する事務	県政の円滑な推進のために行う交際に際して、思想・信条等に関する情報を取得する場合がある。	交際の相手方の情報の中には思想、信条に関する情報が含まれる場合がある。特に弔事等において相手方の宗派等の信教に関する情報の取得が必要な場合がある。
⑮広報等に係る取材	広報等の取材のために信条等に関する個人情報を取得する場合	取材内容によっては、対象者の信条等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。
⑯資格審査、受験資格審査等に係る事務	資格審査、受験資格審査に係る事務のために欠格事項等を審査する場合	資格等に係る審査において、欠格事由に該当する犯罪歴等に関する情報の取得が必要な場合がある。
⑰選挙に関する事務	選挙事務の執行のために所属する政党などに関する個人情報を取得する場合	候補者などが所属する政党などに関する情報を取得することが必要な場合がある。
⑱議会に関する事務	議員の政党名、会派名、政治理念等の思想、信条に関する個人情報を取得する場合	議会に関する事務の目的の範囲内で、議員の政党名、会派名、政治理念等の思想、信条に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。

### 3 利用および提供の制限（個人情報の目的外利用および提供の制限）の適用除外となる事務

条例第8条第1項第9号により、あらかじめ審議会の意見を聴く必要があるもの

類型	事務の概要	目的外利用・提供する理由または必要性
① 法人等が行う公益を目的とした表彰等を行うための情報提供	法人等が実施する公益を目的とした表彰等の選考を行うに当たり、選考に必要な範囲で候補者に関する個人情報を求められ、提供する場合	事務の性質上、法人は本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。公益を目的とした表彰等の選考に必要な範囲内で提供することが必要な場合がある。
② 法人等が行う公益を目的とした事業に係る委員等の選定を行うための情報提供	法人等が実施する公益を目的とした事業に係る委員等の選定を行うに当たり、選定に必要な範囲で候補者に関する個人情報を求められ、提供する場合	法人が本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を確保できず、事務目的達成に支障が生じるおそれがある。公益を目的とした事業に係る委員等の選定に必要な範囲内で候補者の個人情報を選考に必要な範囲内で提供することが必要な場合がある。
③ 報道取材対応	報道機関への発表や報道機関からの取材、要請等に応じるため、個人情報を提供する場合	社会的関心の高さ、公表した場合の影響等を判断し、公表することが社会通念上許容される範囲であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合は、特段本人同意なく報道機関に発表し、または取材に応じることがある。特に、犯罪、事故等特別な理由がある場合には、発表すること等が必要な場合がある。
④ 争訟等に関する事務	訴訟当事者である県が訴訟資料として個人情報を裁判所に提供する場合	県が訴訟の当事者である場合、十分な主張立証を尽くして、公正、妥当な訴訟を遂行するために、訴訟資料として裁判所に提出することが必要な場合がある。